

○沖縄総合事務局告示第二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年八月二十七日

沖縄総合事務局長 竹林 義久

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道屋我地仲宗根線新設工事（沖縄県名護市字運天原地内から同県同市字我部スクブ地先までの間及び同県国頭郡今帰仁村字天底地内）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県名護市字運天原大池及び字我部スクブ地内  
同県国頭郡今帰仁村字天底和呂目原、字天底後原、字天底山岳原及び字天底外田原地内

2 使用の部分 沖縄県名護市字我部スクブ地内  
同県国頭郡今帰仁村字天底和呂目原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、沖縄県名護市字運天原地内から同県国頭郡今帰仁村字天底地内までの延長2,160mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道屋我地仲宗根線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、県道屋我地仲宗根線新設工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、附帯工事は、本体工事として施工する橋梁工事に伴い一時的に必要となる仮設道路及び仮桟橋の設置工事であり、法第3条第35号に掲げる施設に

関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性について

県道屋我地仲宗根線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性について

### (1) 事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、地域間の効率的な連携促進及び観光・リゾート拠点間を結ぶ広域観光ネットワークの形成を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を新設する事業である。

本路線は、名護市を行政区とする屋我地島を起点とし、途中ワルミ海峡をワルミ大橋（仮称）で渡海した後、国頭郡今帰仁村に至る本部半島と屋我地島を連結する幹線道路として、地域間の交流促進及び生活圏の広域化に資するとともに、本部半島と国頭地域等の観光・リゾート拠点間を結ぶ広域観光ネットワークの形成、さらには、観光・リゾート産業の振興による北部地域の活性化に寄与することが期待されている路線である。

また、沖縄県は、古宇利島と屋我地島を結ぶ県道古宇利屋我地線（以下「古宇利大橋（仮称）」という。）の建設（平成17年3月完成予定）を進めており、完成後は屋我地大橋を経て本島と陸続きになる。しかしながら、古宇利大橋（仮称）が完成したとしても、古宇利島から行政、金融及び医療等の中心地である仲宗根地区に至るには、一般国道58号及び505号と羽地内海沿いを通って大きく迂回することになる。

本件事業の完成により、屋我地島・今帰仁村間の円滑な地域交通の確保が図られるとともに、古宇利島から村中心部への陸路での移動時間は、屋我地大橋を経由した場合の34分程度から17分程度と約半分に短縮されるため、古宇利島の医療・教育・福祉等の生活環境は大幅に改善されることになる。さらに、本部半島及び国頭地域間のアクセス機能の強化が図られるところから、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、世界遺産の今帰仁城跡及び本島最北端の辺戸岬等に代表されるこれら観光資源の豊富な地域を結ぶ広域観光ネットワークの形成に寄与することが認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### (2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業地の一部が「自然公園法（昭和32年法律第161号）」に基づく沖縄海岸国定公園及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づく国指定屋我地鳥獣保護区に指定されており、事業の施行にあたっては、環境保全上の配慮が必要であるとの観点から、起業者は、沖縄県環境影響評価規程（平成4年沖縄県告示第763号）に基づく協議事業として、平成12年3月に環境影響評価を実施している。その結果は、いずれも環境基準等の環境保全目標を達成できるものと評価されている。

また、本件区内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所あるところ、起業者は、沖縄県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存の措置を講じるものとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 代替案の比較について

本件事業のルートとしては、名護市字運天原地内の県道110号線から分岐して北西方向へ直進し、運天港の南方約1,000m地点でワルミ海峡を渡海した後、ほぼ直線に近い線形を維持しながら終点となる国頭郡今帰仁村字天底地内的一般国道505号に接続する延長2,160mの申請案のほか、イ 申請案の北東約200m地点の県道110号線から分岐し、左に緩やかなカーブを描きながら北西方向へ進み、運天港の南方約600m地点でワルミ海峡を渡海した後、申請案の北約450m地点で一般国道505号に接続する2,360mのルート

ロ 申請案の南約450m地点の名護市字我部地内の県道110号線から分岐し、左に緩やかなカーブを描きながら北西方向へ進み、運天港の南方約1,450m地点でワルミ海峡を渡海した後、右にカーブを描いて申請案の終点に至る2,300mのルート

が考えられる。

イの案については、支障物件が最も少なく、また、国定公園地域内の改変面積も最小となるものの、3案中最長のルートであることに加え、運天港の航路となっているワルミ海峡横断に必要な橋梁桁下空間を確保するためには、橋梁の延長を申請案の2倍以上も長くしなければならず、施工性に劣るばかりか、事業費も3案中最も高額となる。

ロの案については、取得面積が最少となるものの、我部及び天底集落を通過するため支障物件が3案中最多となるほか、宅地の取得面積も最大となるなど、地域住民に与える影響が大きい。また、ルート及び橋梁の延長がイ案に次いで長くなるため、施工性及び事業費の面でも申請案に劣る。

一方、申請案については、取得面積及び国定公園地域内の改変面積が最大となるものの、ルート及び橋梁の延長が3案中最短となるため、施工性に優れ、事業費は最も安価となる。

以上のように、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に比較検討した結果、申請案のルートがより合理的であると認められる。

#### (4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業のルートは合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### 4 法第20条第4号の要件への適合性について

#### (1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、古宇利島住民の生活利便性の向上を図るうえで必要不可欠であり、平成17年3月の古宇利大橋（仮称）供用後、できるだけ早期に本路線の供用を図る必要がある。

また、本件事業の施行により観光・リゾート産業の振興による地域活性化に寄与することが期待されており、沖縄県北部市町村会及び沖縄県北部振興会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上を踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

#### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本体工事により恒久的に設置される施設の範囲に限られており、使用の範囲も附帯工事として一時的に必要な仮設道路及び仮桟橋の設置工事の範囲に限られていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 名護市役所建設部  
建設計画課及び国頭郡今帰仁村役場建設課